

告 示

埼玉県告示第百八号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

令和八年二月十三日

埼玉県知事 大野元裕

一 許可番号

第二〇二四一三一三号

二 雨水流出し抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県入間市大字小谷田（元扇町屋分）字南窪千二百五十六番一外四筆

三 雨水流出し抑制施設の容量

容量 三千七百七十四・五九立方メートル

浸透効果量 ○・二三五立方メートル毎秒